

# 人権尊重都市鳥取市の実現をめざして

インターネットと人権～お互いの人権を守るために～

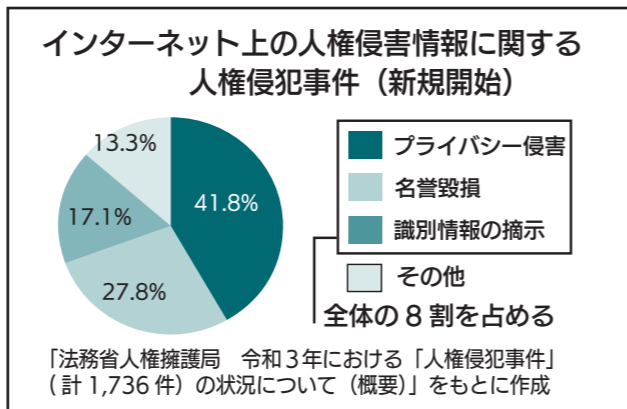
☎ 本庁舎人権推進課 (43 番窓口) ☎ 0857-30-8071 ☎ 0857-20-3945

このようなネット上の悪質な書き込みを早期発見し、削除につながる「インターネットモニター」の取り組みが全国的に広がっています。

## 人権侵害への対応

法務省が公表している令和3年における「ネット上の人権侵害事件の状況」では、「プライバシー侵害」「名誉毀損」「識別情報の摘示」事案が全体の8割以上を占めています。他者の人格や尊厳を傷つけるような行為は、決して許されません。

法務局では、利用者の多くはネット上の掲示板などで差別的で悪質な書き込み、とくに「差別を助長するよきな書き込み」、「重大な人権侵害にあたる」と判断した書き込みについて、掲示板の管理者、プロバイダ事業者などに書き込みの削除を要請しています。また、ネット上で誹謗中傷の被害を受けた人などから相談を受けた場合は、相談者にプロバイダ事業者への削除依



## 人権侵害を防ぐために

ネット上の差別を助長するような書き込みや、放置しないで法務局や県、市などの相談機関へ相談することが大切です。ネットは、匿名で、世界中に公開・拡散でき、その内容は誰でも保存できるため、完全に消すことは困難となります。

ネットは多くの人に利用されています。私たち一人ひとりが、差別を助長するような書き込みは許されないという認識をもつことも大切です。顔が見えないからこそ、お互いの人権を尊重することを忘れずに、ルールやモラルを守り、配慮を持ってネットを利用しましょう。

## 人権に関する各種相談窓口

- 鳥取地方法務局 人権擁護課 ☎0857-22-2289
- 鳥取県弁護士会 ☎0857-22-3912
- 鳥取県総務部人権局 人権・同和対策課 ☎0857-26-7677

- 鳥取市中央人権福祉センター ☎0857-24-8241
- 法務省 みんなの人権110番 ☎0570-003-110

(全国共通人権相談ダイヤル)



シリーズ @じんけん Vol.444

## インターネットによる人権侵害

インターネット(以下、「ネット」)上には、掲示板やSNS(ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス)などコミュニケーションを広げる便利な機能があり、利用者が増加しています。一方で、悪質な書き込みや個人のプライバシー侵害など、他人の人権を侵害する問題が発生しています。

# 【特集】みんなでコロナ禍を乗り越えよう

## 屋外ではマスク着用により、熱中症のリスクが高まります

☎ 駅南庁舎保健総務課 ☎ 0857-30-8521 ☎ 0857-20-3964

熱中症防止のため、屋外、特に運動時には忘れずにマスクをはずしましょう。散歩やランニング、通勤・通学などもマスクの着用は必要ありません。

また、屋内でも人との距離(2m以上を目安)を確保できて、会話をほとんど行わない場合は、マスクを着用する必要はありません。

	距離が確保できる	距離が確保できない
【屋外】	<b>マスク必要なし</b> 会話を する 	<b>マスク着用推奨</b> 会話を する 
【屋内】	<b>マスク着用推奨</b> 会話を する 	<b>マスク着用推奨</b> 会話を ほとんど 行わない 
	<b>*マスク必要なし</b> 会話を ほとんど 行わない 	<b>マスク必要なし</b> 会話を ほとんど 行わない 

※人混みや近距離での会話はマスクを着用しましょう

※距離を確保して行う図書館での読書、芸術鑑賞など

## 業務によって感染した場合 労災保険給付の対象となります

☎ 鳥取労働局労働基準部労災補償課 ☎ 0857-29-1706 ☎ 0857-23-2365

☎ 本庁舎経済・雇用対策課 (48 番窓口) ☎ 0857-30-8284 ☎ 0857-20-3947

業務によって新型コロナウイルスに感染した場合、労災保険給付の対象になります。

- 感染経路が業務によることが明らかな場合
- 感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務(複数の感染者が確認された労働環境下での業務や顧客などとの近接や接触の機会が多い労働環境下での業務など)に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合
- 医師・看護師や介護の業務に従事される人は、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象
- 症状が持続し(罹患後症状があり)、療養などが必要と認められる場合

※詳しくは厚生労働省ウェブサイトのQ&A(項目「5 労災補償」)をご覧ください。



## 低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金

☎ 本庁舎こども家庭課 (13 番窓口) ☎ 0857-30-8456 ☎ 0857-20-3907

以下のいずれかに該当する人が対象

### 【ひとり親世帯】

- ①令和4年4月分の児童扶養手当受給者(申請不要)
- ②公的年金などを受給しているため、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人
- ③新型コロナウイルスの影響を受けて、収入が児童扶養手当を受給している人と同水準となっている人

### 【ひとり親世帯以外】

- ①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税(均等割)が非課税の人(申請不要)
- ②令和4年3月31日現在で18歳未満の児童(障がい児の場合20歳未満)を養育し、以下のいずれかに該当する人
  - ・令和4年度分の住民税(均等割)が非課税の人
  - ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和4年度分の住民税均等割が非課税である人と同様の事情にあると認められる人

給付金額 児童一人当たり5万円

申請期限 令和5年2月28日(火)(当日消印有効)

※申請方法など詳しくは本市公式ウェブサイトをご覧ください。

